

平成29年度 部局長マネジメント方針

子どもすこやか部長 おくの 奥野 かつみ 勝巳



仕事に対する基本姿勢

人口減少、少子高齢化に歯止めがかからない中、国立社会保障・人口問題研究所によれば2040年には東大阪市の人口が約38万人となると推計される状況にあります。

東大阪市では少子化対策として「安心して子どもを生み、育てられるまちづくり」を目指して、待機児童解消のため保育施設の拡充や在宅支援のための策を講じてきました。

平成27年度からは「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し「待機児童の解消」と「在宅者の子育て支援」を2本柱として保育施設の整備と在宅者の支援策の拡充に取り組んでいます。引き続きこの2本柱を中心に取り組んでいきます。

平成28年度の振り返り

1 子ども・子育て支援事業計画の推進

平成28年度は同27年度に引き続き、待機児童の解消に向け民間保育園から幼保連携型認定こども園への移行が3園、小規模保育施設の整備で2園、公立の認定こども園の整備で2園、合計139名分の定員増を図りました。

また、在宅者の子育て支援に関しては、市内6か所目となる子育て支援センターをF地域の布施駅前開設予定であり、地域における拠点施設として子育て世代の方々に喜んでもらえる施設となるよう取り組んでまいります。

2 児童虐待の防止に向けた取り組みの強化

平成28年度も、児童虐待の早期発見、早期対応の上、関係機関と連携し情報共有を図っていくという基本的な考えを踏襲してきました。要保護・要支援家庭が抱える問題は、複雑かつ多岐に亘る傾向があり、益々関係機関の対応力が問われることとなります。引き続き基本を忠実に守り実行して、児童虐待のないまちとなるよう取り組んでいきます。

3 障害児の早期発見・早期療育について

平成 24 年の児童福祉法の一部改正により、それまで児童デイサービスとして行われてきた障害や発達に遅れのある児童に対する福祉サービスが、障害児通所支援として位置づけられました。特に、学齢期の児童にとって放課後等デイサービスができたことは、大きな支援の拡充となり、利用者数も事業所数も急激に増加しています。平成 27 年度からは相談支援事業所が作成するサービス等利用計画書が必須となり、児童の個々の状況に応じたプランのもと、サービスが提供されることになりました。しかし、放課後等デイサービス事業所の数が一気に拡大し利用しやすくなった反面、本来その児童の発達段階や障害特性に応じたきめ細やかな支援が各事業所で行われているかという質の担保が問われています。そこで、平成 28 年度は、障害児通所支援事業所への全事業所訪問を実施し、療育内容や事業所運営について指導・助言を行い適切な療育の確保に努めました。あわせて、障害児相談支援事業所にも全事業所訪問を実施し、個々の児童の特性を見極めたより良い支援計画の作成、相談援助を求めました。

平成 29 年度に取り組む重点課題

1 子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに取り組みます。

平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度の下、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とし「子ども・子育て支援事業計画」を策定し取り組みを進めてきました。

まず、「待機児童の解消」については、平成 27 年度の整備において、老朽化した民間保育所 2 園に対し改築の補助を行い合計 7 名の定員増と民間幼稚園から幼保連携型認定こども園への 4 園の移行及び小規模保育施設 10 園の創設により 278 名の定員増を確保しました。その結果、平成 28 年 4 月には、待機児童数は 79 人減少し 127 人に、未入所児童数では 223 人減少し 362 人となりました。平成 28 年度はさらに民間幼稚園から幼保連携型認定こども園への 3 園の移行及び小規模保育施設 2 園の創設により 122 名の定員増を確保します。

次に、地域における子ども・子育て支援の拡充につきましては、布施子育て支援センターや公立の幼保連携型認定こども園として縄手南こども園、小阪こども園が開設し、在宅支援にも取り組んでいきます。特に、市民ニーズが高かったリフレッシュ型の一時預かり事業を実施し、在宅で子育てをされている保護者の方に心身のリフレッシュを図っていただきたいと考えています。また、子育て支援の相談窓口として、現在各福祉事務所に配置しております子育てサポーターについて、より身近に情報提供ができ、また支援の手が行き届くように配置の見直しを検討します。

平成 29 年度は子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行います。毎年計画の進捗・達成状況と計画全体の成果の点検評価を実施していますが、その結果出てきた課題等について、改めて市民ニーズ調査を実施し、子ども・子育て会議等での審議にかけ、計画に反映してい

きます。

2 児童虐待防止に向けた取り組みの強化に努めます。

少子化といわれる今日、子どもの出生率の減少に反比例して、年々増加しているのが児童虐待にかかる相談件数です。子育てが母親ひとりにのしかかっているのが現代の子育ての実情です。出産と同時に、とにかく朝から晩まで24時間、たった一人で、子ども本位でやらなければならない状況におかれています。これは、ものすごいストレスといえます。

子育てで一番の大敵は「孤独と孤立」です。児童虐待を防止し、子どもの命を守るためには、子どもの年齢に応じた必要な課題への対応が求められますが、とりわけ0歳から2歳児までの対策は急務と思っています。児童虐待は、出生後の子どもの状況、親子関係、家庭環境において生じるといわれていますが、新生児、乳幼児の虐待のリスクは、すでに妊娠期、周産期に生じていることが少なくありません。これにいかにしてアプローチし、そのリスクに気づくかが鍵となります。

引き続き児童虐待防止に向け、母子保健と児童福祉が連携し協働していく中で、情報の共有化と適切な判断及び対応ができる仕組みづくりを図ります。

3 障害児支援の流れを再構築します。

平成24年の児童福祉法の改正により、より身近できめ細かな支援をめざして児童発達支援事業が進められることとなり、福祉的支援がほとんどなかった学齢期の児童にも放課後等デイサービスなどのサービスが提供できるようになりました。

また、平成29年4月には「市立障害児者支援センター（レピラ）」がオープンしました。

子どもから大人までへの継続した支援の中心として、東大阪市における障害児者支援のまさしく拠点としての役割が求められています。子どもすこやか部としては、まず就学前から学齢期までの児童への切れ目のない支援について、新施設を中核として再構築していきたいと考えます。